平成２９年（フ）第２０号
茨城県久慈郡大子町大字上郷669番地
破産者　丹治　　将
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１５号
群馬県前橋市広瀬町１－30－７　エタニティー101、住民票上の住所群馬県前橋市昭和町２丁目18番28―103号　昭和マンション
破産者　佐藤　美政
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４６４号
川崎市幸区神明町２丁目18番地
破産者　滋野　芳雄
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
新潟県村上市下鍛冶屋344番地１　大矢アパートⅠ－８
破産者　髙橋　　圭
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２０２号
金沢市神野町東122番地　スポートピア緑308号
破産者　林　　泰生
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４２号
岐阜県羽島郡岐南町上印食５丁目72番地
破産者　ＷＥＢ　ＳＵＰＰＯＲＴこと　森田　勇規
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３４３号
岐阜県羽島郡岐南町上印食５丁目72番地
破産者　森田　規且
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３６１号
静岡県磐田市一言2885番地１
破産者　小林　正和
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
京都市伏見区羽束師菱川町193番地１　ＭＯグロリーエイト605号
破産者　岡野　嘉彦
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４４０号
京都市北区上賀茂岡本町55番地の13
破産者　佐川　光恵
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６６６号
京都市伏見区醍醐和泉町81－１　グランシャリオＦ202、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区醍醐一言寺裏町17番地31
破産者　オフィス田辺こと　田辺　直行
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８４２号
京都市西京区松室扇田町９番地４
破産者　河合　健二
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
山口県宇部市松島町４番２－403号、従前の住所山口県宇部市松山町１丁目11番15―1105号コープ松山町マンション
破産者　沖本歯科クリニックこと　沖本　博文
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第８７号
（開始決定時の住所）福岡県大牟田市桜町199番地８
破産者　村上　数也
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１０７号
長崎県長崎市桜木町６番83号
破産者　有森　重俊
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷906番地
破産者　柏木宗次郎
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷906番地
破産者　柏木　直美
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
長崎県長崎市桜木町６番83号
破産者　有森久美子
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
沖縄県うるま市字栄野比268番地３　スカイハイツＡ棟
破産者　比嘉　千明
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部